

広報広聴協議会会議録（要旨）

日 時	令和5年3月17日(金) 午後4時48分～午後5時51分
場 所	長久手市役所本庁舎2階 議場
出席会員	会 長 ささせ順子 副会長 (広報部会長) さとうゆみ (広聴部会長) 加藤和男 会 員 青山直道 石じまきよし 伊藤真規子 伊藤祐司 大島令子 岡崎つよし 木村さゆり 田崎あきひさ 富田えいじ なかじま和代 野村ひろし 山田かずひこ 山田けんたろう わたなべさつ子
職務のため出席した者の職氏名	議 長 川合保生 事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ 会長

2 議題

(1) 広報部会報告について

(広報部会長)

○次期の広報部会に引き継ぐ事項は次の2点である。

- ・ 広報クリニックで講師から指摘のあった、議会だよりの「編集方針」を作成するか、現在ある編集要領をそれとするか検討すること。
- ・ 現在の印刷業者への委託が長期間にわたっているので、新たなデザイン業者を検討すること。

○Facebook に寄せられた意見については、返答しないことに決定した。

○議会だより編集要領の改正点について〈資料に基づき説明〉

(伊藤(祐)会員)

2 発行にあたっての基本的な立場 (1)の中の「広報部会一任を原則とし」には、部会長一任も含まれるか。

(広報部会長)

広報部全体の合意という意味だと考えている。この文言については今回、変更対象としていない。

(大島会員)

議員の個人質問のページに関しても、広報部会一任を原則として「編集に介入しないこと」というのは理解できない。各議員が自分で原稿を書いており、その原稿は書いた本人のものである。「自分の責任で書く」ということを入れるべきである。

(青山会員)

大島会員の意見には反対である。

広報部会員が全ての原稿を起こすのは大変なので、一般質問のページの原稿作成は各議員に任せているだけで、議会だよりは議長の名前で、長久手市議会から発行しているものである。編集は広報部会に一任すべきである。

(伊藤(祐)会員)

先ほど自分がした質問は、内容によっては部会長判断で修正等を加えることがあるのかどうかを確認したのであって、「編集に介入しない」の部分についてはそのままでよいと思う。広報部会は本当に苦労して編集を行っており、一任でよい。

(広報部会長)

部会長がある程度修正案を作成して提案することはあるが、部会員全員に諮って決めている。部会長のみ判断で修正することはない。

(大島会員)

そもそも、広報部会の「権限」という文言が高圧的に感じる。「責務」などの文言の方がよいのではないか。

(広報部会長)

本日諮りたいのは、広報部会で話し合っただけの修正案（資料の赤字部分）であり、その他の部分は広報部会で話し合っていないので、次期の広報部会へ申し送ることとする。

修正案のとおり、議会だより編集要領を修正してよいか。

<異議なし>

○ホームページのリニューアルについて

- ・トップページの写真の下にある5つのボタンのうち、「新型コロナに関する取組」については何か違うものに変更する。
- ・「みんなでつくろう住みよい長久手」というキャッチフレーズは、新議長が就任するごとに1年間のスローガンを考えて入れてもらってはどうか。
- ・「議会とは」のページに議会だより編集特別委員会が残ってしまっているのを、削除する。広報広聴協議会の下に2つの部会があることを追記する。
- ・「議会とは」のページに議会の概要を掲載する。
- ・「議員紹介」のページについて、五十音順から議席番号順に変更する。議長と副議長は一番上に掲載する。
- ・「請願・陳情」のページに、趣旨説明制度について詳しく掲載する。書式例をPDFとWordの両方でダウンロードできるようにする。
- ・「傍聴のご案内」のページについて、常任委員会の開始時間を現状に合った記載に

変更する。

- ・「傍聴のご案内」のページに、ライブ配信の案内も掲載し、インターネット配信のページへのリンクを貼る。
- ・「議会基本条例」のページが改正前の内容になっているので、改正後の内容に書き換える。
- ・「政務活動費」のページについて、収支報告書の保存期間は5年と規則で決まっているので、ホームページ上の掲載もそれに合わせて、古いものは削除する。
- ・「議会報告会」のページについて、令和4年度に実施した商工会との意見交換会の内容を掲載する。広聴部会が原稿を作成し、最終確認中である。
- ・「過去の取り組み」のページを作成し、例えば市議会の個人情報保護条例制定に対する意見募集のページなど、終わった取組のページをそちらに移動していく。
- ・「新型コロナに関する取組」のページについて、対応が複数年度に渡っているのに日付が「月日」しか記載されていないため、「年」も記載し、分かりやすくする。

(2) 広聴部会報告について

(広聴部会長)

○議会へ寄せられた意見の取扱いについての申合せ案〈資料に基づき説明〉

(なかじま会員)

議長宛に届いたものも含めた全ての意見の取扱いを、広報広聴協議会長が判断することに違和感がある。

(広聴部会長)

議長個人宛に届いたものか、議長宛にはなっているが議会全体への意見なのかを、受付時に事務局が判断し、後者の場合についての取扱いを定める申合せである。

(会長) 実際には、会長のみで全て判断するのではなく、議長にも相談する。

(なかじま会員)

フロー図の「事務局」と「広報広聴協議会長」の間に「議長」を入れた方が自然だと思う。

(議長) 議長の責任として、議会に届いたものは全て目を通さないといけない。

(広報部会長)

市議会のホームページ上にも、意見や問合せの受付先を記載した方がよい。

(広聴部会長)

フロー図の「議長」を受付側と回答側の両方にかかるように整理して、再度提案することとする。

3 その他

○商工会との意見交換会の報告書について

(会長) 昨年11月に実施した商工会との意見交換会について、前回の広報広聴協議会で

出た意見を踏まえ、報告書にまとめた。現在、商工会にその内容を確認していただいているところである。確認が終わり次第、議長から市に提出することとしてよいか。

<異議なし>

○来期への申し送り事項について

(会長) 2点について申し送ることとする。

- ・議会報告会について、市民の参加意欲が増すような開催方法を検討すること。意見聴取だけでなく、政策提言につなげることも見据えて実施すること。
- ・議会報告会や市民アンケートについて、新年度の4月頃には検討を開始すること。

(会長) 以上で広報広聴協議会を終了する。